令和５年度お子さんのよりよい就学に向けて～就学相談のご案内～について

松山市の学びの場について

○　 通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の３つの学びの場がある。

○　 通級による指導は、通常の学級に在籍しながら、一部の時間、通級による指導を行う学びの形態。

通常の学級について

○　 学級内の環境の整備や指導方法の工夫を行っている。

・配慮が必要な子どもの座席の位置を前方にする。

・全体に指示を出した後に、個別に言葉掛けをする。

○　 子どもに必要な支援や配慮する内容については、入学前から学校と相談できる。

通級による指導について

○　 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行う。学習の遅れを補充する場ではない。

○　　お子さんが入学する学校に通級指導教室がない場合は、通級指導教室が設置されている他の学校に行って、通級による指導を受けることになる。

○　　通級による指導の時間や回数、内容については児童生徒の状況に応じて変わる。

特別支援学級について

○　　障がいの種別ごとに少人数によるきめ細かな指導を行う。

○　　特別支援学級では、基本的に、小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行うが、障がいの状態等に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にし、実情に合った弾力的な教育課程が編成できるようになっている。

○　　特別支援学級に在籍する子どもが通常の学級の子どもと一緒に学んだり活動を共にしたりする「交流及び共同学習」を子どもの実態に応じて行っている。

学校生活支援員について

○　　学校からの要望に応じて、教育委員会が小中学校に学校生活支援員を配置している。

○　　行動の見守りや言葉がけ、教員の指示の補足説明などを行う。（学習指導を行うことはできない。）

特別支援学校について

○　　視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱のある幼児児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できる。

○　　子どもの実態に応じて、在住校区の小・中学校と年に数回「交流及び共同学習」を実施。

○　　愛媛県立の特別支援学校は、７校。

○　　愛媛大学教育学部附属特別支援学校は、入学選考が行われる。

松山市教育相談について

○　　特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を希望される場合は、松山市教育相談受けていただく必要がある。

○　　令和６年４月に入学予定の年長幼児を対象に教育相談を実施し、相談後、松山市教育支援委員会で適切な学びの場や支援のあり方について審議し、保護者の皆様へその結果を通知することで、就学に関しての助言を行う。

○　　夏の相談会（　７月２５、２６、２７、２８日）　秋の相談会（１０月３日、４日、５日）

○　　７月の教育相談会については、５月下旬に各幼稚園や保育園に相談案内の文書を送付する。

今年度の教育相談対象者について

①　特別支援学校や特別支援学級での教育を希望しているケース

②　入学後、通級による指導を希望するケース。

（②は医療機関で診断を受けているか、現在、　療育を受けている幼児が対象。）

教育相談の申請について

○　　保護者が教育相談申請書に必要事項を記入し、在籍している園に提出する。

○　　各園は、相談を受けるお子さんが住んでいる校区の小学校に、教育相談申請書を提出する。

その後、各小学校が教育委員会に教育相談申請書を提出する。

○　　入学されるお子さんの兄姉がすでに隣接校区の小学校に通っており、入学されるお子さんも兄姉と同じ小学校に通わせたいという希望がある場合は、兄姉が通っている小学校に教育相談申請書を提出する。また、園の先生がその事情を知らない場合もあるため、在住校区と違う小学校に入学する場合は、そのことを園の先生にも伝えるようにする。

○　　各学校から教育相談申請書を提出する流れにしているのは、今回の教育相談が学校とお子さん、保護者の方がつながりをもつよい機会になると考えているため。

相談資料の作成と提出について

○　　教育委員会が教育相談に必要な書類を園に送付する。（園から保護者に書類を渡す。）

○　　相談関係書類には、園に記入していただくものと保護者に記入していただくものがある。

・保護者に記入していただくもの・・・保護者記入欄、社会生活能力検査の２つ。

○　　今までにお子さんが心理検査を受けたことがあり、その結果を今回の教育相談の資料として提供していただける場合は、検査結果等の写しを合わせて提出する。

○　　個別の指導計画や児童発達支援計画を作成しており、今回の教育相談の資料として提供していただける場合は、その写しも提出する。

○　　保護者の方が記入した書類や提供いただける資料は各園の担当の先生に提出する。その後

各園から、教育委員会に提出する。

教育相談日の決定・案内について

○　　教育委員会が教育相談の日時と場所を決定し、各園を通じて保護者に文書で知らせる。

○　　都合が合わない場合は、他の日時への変更も可能だが、調整が難しい場合は、１０月の教育

相談会への参加をお願いすることもある。

○　　相談件数によっては、教育相談会以外の日になる場合もある。

教育相談の実施について

○　　教育相談当日は、保護者とお子さん、各園の担任の先生が相談に参加する。

○　　お子さんが関わっている療育機関の先生など関係機関の方の参加も可能。

○　　相談時間は、１時間程度の予定。

○　　事前に提出していただいた相談資料を基に、相談担当者がお子さんの様子や就学先の希望についてお聞きする。

○　　保護者と相談担当者が話をしている間、相談協力員がお子さんの行動観察を行い、発達の特性や状態などを把握する。

松山市教育支援委員会での審議について

○　　教育相談実施後、相談担当者が相談内容をまとめ、後日開催される松山市教育支援委員会

で、入学後のお子さんの望ましい学びの場や支援のあり方などについて審議を行う。

○　　審議を行う委員は、医療・福祉・教育など各分野の特別支援教育に関する専門的な知識を有する者である。

教育支援委員会の審議結果の通知について

○　　教育支援委員会での審議結果について、教育委員会から小学校、園、保護者のそれぞれに文書で通知する。

○　　保護者宛ての文書は小学校を通じてお渡しする。校区の小学校から連絡があったら、小学校へ出向き、受け取る。

○　　文書での通知と合わせて、小学校の校長から審議結果について話がある。その後、お子さんの学びの場や入学後の具体的な支援等について、学校と継続して話合いを行うようにする。

○　　学校と保護者の間で、合意形成を図った上で、就学に関する手続きを行うようにする。

○　　教育支援委員会の審議結果は、就学に関しての助言であり、就学を決定するものではない。

○　　小学校入学後もお子さんの実態等に応じて教育相談を行い、学びの場を再検討し、学びの場を変更することが可能。

特別支援学校・特別支援学級への就学の手続きについて

○　　教育支援委員会の審議結果を受けて、特別支援学校への就学や特別支援学級への入級を希望する場合は、手続きが必要。在住校区の小学校が窓口となる。

○　　手続きに関する文書は各小学校から保護者にお渡しする。記入後、小学校に提出する。

○　　可能であれば１２月末までに就学の手続きを終えるようにする。

○　　文書の提出を受けて、１月下旬（予定）に就学通知が保護者に届く。

通級による指導を受けるための手続きについて

○　　教育支援委員会の審議結果を受けて、通級による指導を希望する場合は、手続きが必要。

○　　手続きに関する文書は各小学校から保護者にお渡しする。必要事項を記入し、小学校に提出する。

○　　令和６年度からの通級による指導の実施については、３月に松山市全体での調整、４月に各

通級校での指導時間帯などの調整を行い、小学校を通じて、保護者にお伝えする。

特別支援学級の新設について

○　　小学校の特別支援学級での教育を検討されるお子さんについては、入学する校区の小学校

にどの種別の特別支援学級があるか、確認をしておく必要がある。詳しくは各小学校の特別支援教育コーディネーターに問い合わせるとよい。

○　　お子さんの実態に対応できる特別支援学級が、校区の小学校にない場合は、新設申請の対象となるため、必ず７月の教育相談を受けるようにする。合わせて、その旨を小学校にも伝える。

○　　申請しても設置されないこともあるため、その場合の就学先についても考えておく。

○　　各学校からの新設申請の期限は９月下旬頃。

○　　新設申請の結果について、小学校に通知が届くのが１月中旬頃。

就学時健康診断について

○　　令和６年度入学予定のお子さんを対象に就学時健康診断を実施する。

○　　例年９月下旬から１０月中に在住校区の小学校から各家庭に案内がある。

○　　就学時健康診断の実施については、広報まつやまや松山市ホームページで公開する。

○　　日程の都合が合わない場合は、他校区の小学校での健診も可能だが、その場合は、在住校区と健診を受けたい校区の小学校への連絡が必要になる。

○　　お子さんの状況で集団の中での健診が難しい場合など、心配な点がある場合は、各小学校

の養護教諭に相談する。

在住校区以外の小学校への入学について

○　　お子さんが就学する小学校は、住所等により教育委員会が指定する。

○　　通常の学級に入学する場合の「通学区域の弾力的運用」については、９月頃「広報まつやま」や松山市のホームページで案内する。定められた期間内に手続きが必要なため、よく確して申請する。

○　　特別支援学級にも定められた通学区域がある。

○　　通学距離が近い等の理由で、定められた通学区域以外の小学校の特別支援学級への入級を希望する場合は、教育委員会に相談する。

就学にあたり、ご心配なことがある場合について

○　　教育相談対象者に該当しないお子さんについて、就学にあたり、心配なことがある場合は、各小学校で就学に関する面談を行うことができる。

○　　小学校での面談を希望される保護者は、各小学校の特別支援教育コーディネーターに連絡

をする。

○　　必要に応じて、「就学面談シート」を活用するとよい。